

# 東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針（発展期編）

## — 私たちの未来は被災地とともに —

令和3(2021)年4月1日  
盛 岡 市

### I はじめに

平成23(2011)年3月11日14時46分、三陸沖を震源とする巨大な地震が発生しました。

直後に襲った大津波によりもたらされた未曾有の被害を目の当たりにし、自然の猛威に恐れおののき、成すすべもなく立ちすくむことしかできなかったあの日から10年が過ぎました。

発災直後の混乱した状況から立ち上がり、悲しみを乗り越え、被災地では復興に向けた取組が続けられてきました。

そして、その取組は現在も続けられています。

本市は、平成23(2011)年6月に「東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針」を策定し、以降、市民や全国から訪れた多くのボランティア、復興支援団体、その他多くの関係者から多大な御支援をいただきながら、「私たちの未来は被災地とともに」という想いを胸に、被災地の復興を推進する取組を進めてきたところです。

現在、被災地における復興への取組は総仕上げの段階に入っている一方で、市内には、被災地から転入した方々が、令和3(2021)年2末日現在、526世帯1,012人おり、中には、令和2(2020)年12月に完成した災害公営住宅県営南青山アパートに入居して間もない方もいることから、今後、新たな生活環境への適応や人間関係の形成が求められる中で、馴染めずに閉じこもり、孤立した状況に陥りやすくなる状況が危惧されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により健康や生命に危機感を抱き、未来への漠然とした不安からの心身の不調など、様々な要因が絡み合う課題に対応するため、今後より一層、個々の状況に寄り添ったきめ細かな支援が必要になります。

「被災地の復興・発展なくして、盛岡市（民）の発展なし」

被災地の復興を推進し共に発展を遂げようと誓い掲げたスローガン「私たちの未来は被災地とともに」は、発災から10年が経過した今でも色褪せることなく私たちの胸に刻まれています。

東日本大震災からの復興は、もたらされた被害の大きさゆえ、とても長い道のりとなりましたが、被災地ではこれまで懸命な努力が続けられた結果、復興は着実に進展しています。

本市は、被災者の生活が安定し、また、被災地の復興が実現するその日まで、県都としての役割を果たしながら、最大限の支援を継続して行うとともに、復興推進としての取組が終了した後においても、沿岸被災地と市が対等な立場で、県全体の発展に向けて交流・連携していけるような関係づくりに努めます。

## II 取組方針（再生期編）の総括

本市は、震災発生後間もなくの平成 23(2011)年 3 月 13 日に津波被災地からの避難者の受入れを開始し、翌 14 日には被災地の避難所等への職員派遣を開始しました。これが被災地への後方的支援の最初の活動となりました。

平成 23(2011)年 6 月に策定した取組方針（復旧期編）では、被災者の生活支援や被災地の復旧など緊急的な支援を継続して行いながら、中長期的な支援を視野に入れ、被災者や被災企業に対し、個々の課題に即した個別的な支援や、被災地の経済活動を後押しする支援、また、市内の経済活動に活気を与える取組など広域的な支援を行いました。

そして、平成 26（2014）年 4 月に策定した取組方針（再生期編）では、取組の 4 つの柱とそれに体系づけられる方向性に従って、時間の経過とともに多様化するニーズを的確に把握しながら、機動的に事業を推進してきたところです。

取組方針（再生期編）の 7 年間の取組結果と今後の課題は次のとおりです。

---

### 全体総括

- ・ 時間の経過とともに複合・複雑化した課題に対応するため、個別の事情に寄り添った伴走型のきめ細かな支援を実施しました。
- ・ 内陸災害公営住宅の建設が決定されたことにより、帰還支援から定住支援に方向転換し、コミュニティ形成支援を新たに実施しました。
- ・ 被災自治体への職員派遣や周年行事の開催等、復興を後押しする取組を継続的に実施しました。

---

### 内陸避難者支援

#### 【成果】

- ・ もりおか復興支援センターにおける相談支援、サークルやお茶会の開催を通じた交流支援を実施しました。（年間利用者約 13,000 人）
- ・ 恒久的住宅への移行が進み、災害公営住宅県営南青山アパートへの入居をもってみなし仮設住宅での避難生活がすべて解消しました。
- ・ 国民健康保険の一部負担金や介護保険サービス利用者負担金等、各種制度の自己負担金を免除し、経済的な負担を軽減しました。
- ・ 災害公営住宅入居者と地域住民との良好な関係構築のための支援を行いました。

【課題】 ・ 県内で最後の完成となった災害公営住宅県営南青山アパートへの入居が令和 3（2021）年 3 月に完了したところであり、今後、孤立等の顕在化する課題への対応が必要となります。

---

## 沿岸被災地後方支援

### 【成果】

- ・被災自治体の行政機能の回復に向け、延べ約 120 人の職員を派遣しました。
- ・もりおか復興推進しえあハート村において、復興を担う人材の育成や復興を後押しする活動を支援しました。
- ・人材不足が懸念される建設業及び林業に従事する人材の育成を支援しました。
- ・被災三県の児童と盛岡広域の児童の相互理解を深め、共に成長することを目的に「被災三県児童チャレンジキャンプ」を実施しました。

### 【課題】

- ・被災自治体からの派遣要請は段階的に縮小傾向にあり、行政機能の回復が見られる一方で、現在も復興に向けた取組が続けられている自治体もあることから、引き続き職員を派遣しマンパワー不足を補い、早期の復興を目指す必要があります。
- ・復興支援学生寮については、潜在的ニーズの把握に努め、取組の方向性を検討する必要があります。

---

## 経済の牽引

### 【成果】

- ・市内に移転する被災企業に対する補助や被災した商店街を市のイベントに招く際の経費を補助し、商業の活性化に寄与しました。
- ・首都圏等におけるPR効果向上のため、商品開発や既存製品を洗練化する支援を実施しました。
- ・市の食産事業者と県内生産者等を対象に、販路拡大支援を目的とした商談会を開催し、延べ約 20 件の商談が成立しました。

### 【課題】

- ・事業再開後も経営課題を抱える事業所があり、販路の確保や開拓、労働力人口の減少、賃金水準が低いことが挙げられます。
- ・復興推進という枠組みから、より継続的な取組となるよう、市の一般施策において実施する必要があります。

---

## 情報・元気の発信

### 【成果】

- ・盛岡広域首長懇談会主催で周年行事を継続して開催しており、地域住民とともに犠牲になら

れた方々を悼み、復興への誓いを新たに、震災記憶の風化防止に寄与しました。

- ・東北絆まつりを開催し、東北・岩手の元気と復興支援への感謝の想いを全国に届けました。
- ・市内各所で行われるイベントにおいて、被災地からの出店ブースの設置や特産品の販売などを行い、来場者に向けて情報を発信しました。

#### 【課題】

- ・震災記憶を風化させることなく、復興を推進する過程から得た教訓を次世代に引き継ぐ必要があります。
- ・教訓を今後のまちづくりに生かす取組を検討する必要があります。

### Ⅲ これまでの取組

#### 1 主な取組

##### (1) もりおか復興支援センター

被災地から本市に避難し、生活の再建に取り組む方々に、きめ細かな支援活動を行う拠点施設として、平成 23(2011)年 7 月 11 日に開設し、これまで延べ 13 万人を超える方々に利用されています。

主な活動内容は、面接相談、戸別訪問、ファイナンシャル・プランナーや行政書士による相談会、お茶会やサークル活動の支援などとなっています。

##### (2) もりおか復興推進しゅあハート村

遠隔地から来県するボランティアの宿泊施設、地域との交流拠点としてのカフェの運営など、さまざまな機能を集積した復興推進の複合的拠点施設として、平成 25(2013)年 5 月 28 日に開設しました。

現在は、被災地から進学のために転入した学生を受け入れる学生寮、復興支援団体のシェアオフィスの機能を継続するとともに、学生寮の学生、市内に転入した被災者及び地域住民が、相互の交流促進を目的として主体的に運営する「地域食堂」を開催しています。

##### (3) 被災自治体への職員派遣

被災自治体における行政機能の回復や住民サービスの維持・向上のため、各自治体の復興状況に応じ、平成 23(2011)年度以降継続して、中長期の職員派遣を行っています。

## 2 再生期編事業実施規模

取組方針（再生期編）の取組期間に実施した復興推進に係る事業費等は次のとおりです。

	年 度	事業数	事業費
取組方針 (再生期編)	平成26(2014)年度	67事業	721,338千円
	平成27(2015)年度	54事業	362,214千円
	平成28(2016)年度	37事業	196,222千円
	平成29(2017)年度	36事業	206,003千円
	平成30(2018)年度	38事業	386,877千円
	令和元(2019)年度	39事業	174,001千円
	令和2(2020)年度	36事業	191,517千円
	合 計	307事業	2,238,172千円

## IV 方向性

### 1 安心できる暮らしを地域とともに

#### (1) 基本的な考え方

震災を機に転入した被災者は、10年という歳月の流れの中、就学や就職などにより社会における立場に変化が生じたり、心身の不調に伴い継続的な通院の必要が生じたりするなどの理由から、多くの方々が市内に定住しています。

市内に災害公営住宅が建設されたことにより、住宅の再建は大きく前進しましたが、環境の変化に馴染めずに不安を抱え孤立するなど、災害公営住宅への入居後に、新たな課題の顕在化が懸念されることから、入居者同士が顔見知りになり、互いに見守り合うことができる関係づくりを目的とした交流を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、これまで安定した生活を送っていた世帯においても状況に変化が生じていることから、今後も、一人ひとりの事情に寄り添い、安心して生活を送ることができるよう、支援を必要とする方に適切な支援が届くような体制づくりを進めます。

#### (2) 取組の方向性

##### ア 安定した生活に向けた支援

災害公営住宅県営南青山アパートに入居し、新しい生活が始まることにより生じる経済的な課題に対応し、入居者の不安解消につながるよう、窓口や戸別訪問による相談支援を行います。

また、既に住宅・生活の再建を果たした世帯において、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活が不安定な状況に陥る世帯があることから、それぞれの状況を確認しながら、情報提供や相談支援を行います。

#### イ 地域を含めたコミュニティの形成

災害公営住宅は、様々な場所から入居者が集まることから、入居時の繋がりが乏しく、入居後においても周囲との交流機会を持たない社会的孤立が課題となっています。

安心して暮らしていくためには、入居者間、そして地域の方々と交流を育み、顔見知りになることが重要であることから、災害公営住宅県営南青山アパート内に新たに支援拠点を設置し、地域を含めたコミュニティの形成を支援します。

#### ウ 生きがいつくり支援

ふるさとを離れての生活や災害公営住宅への移転など、被災者を取り巻く環境の変化が生じる中で、市内被災者が周囲と関わりをもって前向きに生活を送ることができるよう、地域食堂の開催により交流機会の創出を支援します。

#### エ 切れ目のない支援体制の構築

社会福祉協議会、生活困窮者支援機関、市福祉部署と連携しながら、東日本大震災からの復興支援が終了した後も、必要な支援を受けることができるような体制を構築します。

## 2 被災地との繋がりを未来に

### (1) 基本的な考え方

被災した自治体への職員派遣や、企業・商店街への支援など、様々な取組を通じて、これまで以上に被災地との繋がりが強くなっています。また、復興支援道路宮古盛岡横断道路が令和3年(2021)3月に全線開通したことから、交通アクセスの向上により、内陸と沿岸との往来が容易になるとともに、輸送効率の向上により円滑な物流が確保されるなど、被災地との心理的距離は一層近づくものと期待されます。

今後も、復興を推進する取組の過程で培った繋がりを継続させ、ともに発展を遂げながら、震災から得た教訓を生かしたまちづくりを進めます。

### (2) 取組の方向性

#### ア 復興を後押しする人材育成や団体への支援

震災を起因に困窮する学生に対して居所を提供し、復興を担う人材の育成を支援します。また、復興を支援する活動を行う団体に共同オフィスを貸し出し、復興を後押しします。

#### イ 復興の実現に向けて継続的に行う支援

派遣職員によるワークショップでは、復興の進捗に伴い行政機能は段階的に回復しており、自立した自治体もある一方で、現在もなお、職員が不足している状況が続いている自治

体もあるとの報告や人事交流としての意義も大きいとの意見があり、それらを踏まえ、引き続き要請がある被災自治体に対し職員を派遣します。

#### ウ 被災地との交流人口の拡大を支援

人口の減少や新型コロナウイルス感染症などの影響により、被災地の経済は厳しい状況が続いていることから、被災地との交流人口の拡大に向けた取組を進めるとともに、地場産品の販路拡大につながるよう本市のそれぞれの施策の中で引き続き取り組むこととします。

#### エ 震災記憶の継承と教訓を生かしたまちづくり

震災で亡くなられた方々を悼むとともに、記憶の風化を防止するため、東日本大震災周年行事を開催します。

また、震災経験や復興支援から得た教訓を未来に継承し、教訓から得た学びを生かしたまちづくりを推進します。

## V 取組期間

令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間とします。

## VI 推進体制

### 1 市の体制

この取組を着実に、スピード感をもって進めるため、東日本大震災復興推進・放射能対策本部を引き続き設置します。

### 2 外部アドバイザー

外部アドバイザーを委嘱し、行政とは別の視点から意見及び提言をいただきます。